

## 第 5 回「機能性表示食品広告審査会」結果報告

1. 日 時： 2022 年 12 月 13 日（火） 13 時～17 時 30 分

2. 場 所：公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3 階会議室（WEB 併用）

### 3. 広告素材

審査件数：60 件（内訳）テレビ 23 件、新聞 12 件、雑誌 3 件、Web (LP) 22 件

対象期間：2022 年 4 月 1 日～7 月 31 日（4 ヶ月間）

収集方法：企業に素材提供を依頼

### 4. 審査要領

外部専門家（第三者委員）4 名と、協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表 3 名の 7 名からなる審査委員会において、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）

（以下、健食留意事項という。）、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」（消表対第 518 号，消食表第 81 号）

（以下、事後チェック指針という。）および「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成 28 年 4 月 25 日）（以下、適正広告自主基準という。）を審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査した。

### 5. 審査結果

媒体 \ 判定	A	B	C	問題なし	合計
テレビ (TV)	0	1	0	22	23
新聞 (NP)	0	0	2	10	12
雑誌 (MG)	0	0	0	3	3
Web (LP)	0	5	5	12	22
合計	0	6	7	47	60
会社数と商品数	0 社 0 商品	4 社 5 商品	5 社 6 商品	15 社 34 商品	19 社 40 商品

\* 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

#### 注) 審査基準

- A 判定
- 健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの
  - 「事後チェック指針」に著しく抵触<sup>(\*)</sup>するもの
  - 「健食留意事項」に著しく抵触<sup>(\*)</sup>するもの
  - 虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「適正広告自主基準」に著しく抵触<sup>(\*)</sup>するもの
- (\*) 著しく抵触： ・ 1 つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。  
・ “疾病の治療に適している”、“病者に適している”など。
- B 判定
- 「事後チェック指針」に抵触するもの
  - 「健食留意事項」に抵触するもの
  - 「適正広告自主基準」に抵触するもの
- C 判定
- 「事後チェック指針」に抵触するおそれのあるもの
  - 「健食留意事項」に抵触するおそれのあるもの
  - 「適正広告自主基準」に抵触するおそれのあるもの
  - 消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

## 6. 第5回 機能性表示食品広告審査会 審査概評

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会  
機能性表示食品広告審査会 委員長 林 功

機能性表示食品は2015年の制度施行以来、6,000件を超える届出が公表されています。公益財団法人日本健康・栄養食品協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を目的に、2018年から機能性表示食品広告審査会（以下、広告審査会という。）を毎年開催しています。このたび、2022年12月に開催した第5回広告審査会の結果を公表します。

### 〈広告審査会の概要〉

広告審査会は、4名の第三者委員と日本健康・栄養食品協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなり、健康増進法等の関連法規、健食留意事項、適正広告自主基準、事後チェック指針を審査指針として、審査対象の広告について、届出表示及び各審査指針との適合性を精査しています。第5回広告審査会では合計60件の広告（審査対象媒体：新聞、雑誌、TVCM、Web（LP））について審査いたしました。

### 〈第5回広告審査会の審査結果〉

審査指針への抵触の程度により、A、B、Cの3段階で判定した結果、A判定0件、B判定6件、C判定7件となりました。判定の対象となった主な広告表現は以下の通りです。

B判定 届出表示の範囲を超えた機能を誤認させる表現、一般食品と機能性表示食品を明確な区別なしに並べて誤認させる表現、機能性関与成分以外の成分に効果があると誤認させる表現、医薬品の効果効能を暗示する表現、製品自体に機能があると誤認させる表現

C判定 商品画像近くに臨床試験結果を示し商品の機能と誤認させるおそれのある表現、届出表示の範囲を逸脱した機能を暗示させるおそれのある表現、対象者の範囲を誤認させるおそれのある表現、美容の訴求等による健康の維持増進を超えるおそれのある表現、食品を摂取するだけではおおよそ得られない効果が得られるかのように誤認させるおそれのある表現

昨年と同様、研究レビューによる届出におけるグラフや試験結果の表現や、科学的根拠が限定的な条件下で行われた試験の結果である場合の限定条件の示し方など、事後チェック指針に基づき、厳正に審査が行われました。また、届出表示を切り出して（一部省略・簡略化等）強調する表現について、現在業界団体間で、自主ルールの整備を進めているため、今回の広告審査会では判定を付けないこととしました。しかしながら、消費者に機能性を誤認させる可能性が高いため、今後問題となるおそれがあることを各企業に伝えております。

なお、BまたはC判定となった広告については、協会から当該企業に結果を通知し、広告表示の改善を促すとともに、全ての広告提供企業に対して、審査結果および広告審査会で指摘された今後の課題や参考意見を、連絡しております。また、日本健康・栄養食品協会のホームページにて、商品名等を伏せた上で結果を周知することにより、会員だけでなく非会員にも今後の適正な広告作成の一助としていただくこととしております。

### 〈広告審査会の今後について〉

機能性表示食品制度では、届出表示の切り出し表現に関するルール化が喫緊の課題となっています。また、トクホと異なり、研究レビューによる機能性の評価ができるため、最終製品か、研究レビューによる届出かを区別できるようにすることも課題です。消費者にとって正確でわかりやすい広告であるだけでなく、広告を作成する事業者だけでなく、広告主、広告会社、媒体社等にも、シンプルで遵守しやすいルールに統合・修正していく必要があります。

広告審査会では、事後チェック指針等の関連法規の考え方に即した望ましい広告表現のありかたを、審査基準にも反映させて、事業者の皆様によりわかりやすくお伝えするとともに、今後も審査の経験と実績を積み上げながら、届出事業者の適正な広告活動を支援してまいります。届出事業者におかれては、消費者に正しく伝わる広告表示になるよう、一層のご尽力をお願いいたします。

以上